

電子決済等代行業に係る金融機関との契約内容の公表（みずほ銀行）

キリバ・ジャパン株式会社

当社は、銀行法第52条の61の10第3項の定めに従い、みずほ銀行との契約内容の一部を以下のとおり公表いたします。

(1) 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についてのみずほ銀行と当社との賠償責任の分担に関する事項

- ① 当社は、SFTP 接続を用いて当社が利用者に対し提供するキリバトレジャリーマネージメントシステム（以下「本サービス」といいます。）に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。
- ② 上記①の損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、当社は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償を行います。
- ③ 当社は、上記①の損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害が専らみずほ銀行の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社が利用者に対し賠償又は補償した損害のみずほ銀行に求償することができます。また、当社は、上記①の損害を利用者に対して賠償又は補償した場合であって、当該損害がみずほ銀行及び当社双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、みずほ銀行に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上みずほ銀行と合意した額を求償することができます。
- ④ 当社が上記①の損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、みずほ銀行又は当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、みずほ銀行及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

(2) 当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合にみずほ銀行が行うことができる措置に関する事項

- ① 当社は、SFTP 接続を通じてみずほ銀行から取得した利用者に関する情報（以下「利用者情報」といいます。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱います。
- ② 当社は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、当社の費用と責任において行うものとします。
- ③ 当社は、みずほ銀行に提出した接続チェックリストにしたがい、かつみずほ銀行の定める基準にしたがったセキュリティを維持します。
- ④ みずほ銀行は、当社のセキュリティ、利用者保護、本サービスの提供又は経営状況がみずほ銀行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対し、セキュリティ、利用者保護、本サービスの状況及び経営状況について、

報告及び資料提出を求めることができるものとし、また、当社の同意を得て、自ら又はみずほ銀行が指定する者による立入り監査を実施することができます。

- ⑤ みずほ銀行は、上記④の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは当社に事前に通知をした上で、SFTP 接続を制限若しくは停止し、又は当社との契約を解約することができるものとし、

- (3) 電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときにみずほ銀行が行うことができる措置に関する事項

(※)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される電子決済等代行業再委託者をいいます。

- ① 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、当社がみずほ銀行に負う義務（みずほ銀行の定める基準にしたがったセキュリティを維持する義務等）と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業再委託者の費用と責任においてこれを遵守させるものとし、
- ② 当社は、電子決済等代行業再委託者に対し、当該電子決済等代行業再委託者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとし、
- ③ みずほ銀行は、電子決済等代行業再委託者に上記①の義務の不履行があり、又は、当社が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、又は当社が相当期間内に当該電子決済等代行業再委託者との接続を停止しない場合に SFTP 接続を制限若しくは停止し、又は当社との契約を解約することができるものとし、

以上